

1 いじめ防止に対する基本理念

- (1) いじめから一人でも多くの子どもを救うために、大人一人一人が「いじめは絶対許されない」「いじめは卑劣な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。
- (2) すべての児童が、安心して学校生活を送りさまざまな活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめが起きないようにする。
- (3) すべての児童が、いじめを行わずいじめを認識しながら放置することがないようにする。
- (4) いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童が十分理解できるようにする。

2 いじめ防止対策のための組織と指導体制

- (1) 組織設置の目的
学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立し市教委とも適切に連携し学校の実情に応じた対策を推進する。
- (2) 組織構成員について
校長、教頭、教務主任、校務主任、心の相談員、保健主事、養護教諭、生徒指導担当教員、学年主任、関係の学級担任等を組織構成員とする。
- (3) 組織の役割
 - ・基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核として機能させる。
 - ・いじめの相談や通報の窓口として機能させる。
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集や記録、情報の共有化を図る。
 - ・いじめの疑いに係る情報があったときは、緊急の会議を開き、いじめの情報の迅速な共有と、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制や対応の方針を決定する。併せて関係保護者との連携や対応を組織的に行っていくための中核として機能させていく。
 - ・学校基本方針の策定や見直しや計画通りにいじめに対する取り組みが進んでいるかどうかをチェックする。いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証や必要に応じた計画の見直し等いじめの取り組みについて、PDCAサイクルで検証をする。

3 いじめ防止等に関する具体的な取組

- (1) いじめ未然防止の取組
 - ・いじめの様態や特質、原因や背景、具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知し、平素から全教職員の共通理解を図る。
 - ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め互いの人格を尊重する態度を養う。
 - ・いじめの背景を踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感等が過度なストレスにならないように、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
 - ・教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導のあり方に細心の注意を払う。
- (2) いじめ早期発見の取組
 - ・なやみアンケートや教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。(6月、11月)
 - ・児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
 - ・保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

- ・生活ノート等、教職員と児童との間で日常行われている日記等を活用して、交友関係や悩みを把握したり、個人懇談会や家庭訪問の機会を活用したりする。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめの発見、通報を受けたときの対応

発見・通報を受けた教職員が一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止等のいじめ対策のための組織」に直ちに情報を提供し、いじめの事実の有無を確認する。その結果は、責任をもって市教委に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡をする。また、教育上の指導の困難な場合は、所轄警察署と相談して対処する。

- ・いじめられた児童、または、その保護者への支援

いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊感情を高めるように留意する。

- ・いじめた児童への指導、または、その保護者への助言

いじめは人格を傷つけ、生命、身体、または、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・いじめが起きた集団への働きかけ

学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(4) ネットいじめへの対応

- ・市教委と連携し、ネット上の早期発見に努める。

- ・携帯電話のメールを利用したいじめ等は、より大人の目に触れにくく発見しにくいことから、情報モラル教育のより一層の推進を図る。

- ・重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、外部の専門機関に援助を求める。

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ・いじめにより学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害を生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより学校に在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合のことをいう。

(2) 重大事態が発生した場合の調査の実施と調査結果の報告について

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか、いじめを生んだ背景や事情、児童の人間関係の問題点など学校がどのような対応をしたのかの事実関係を可能な限り網羅的に明確にしておく。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査していく。

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明をする。

- ・いじめを受けた児童、または、その保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童、または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクル

(PLAN → DO → CHECK → ACTION) で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(12月)し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。